

蒲郡市消防団運営事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、蒲郡市消防団の運営として消防団員がその任務を遂行するため、予算の範囲内で交付する蒲郡市消防団運営事業交付金（以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2条 蒲郡市消防団が行う蒲郡市消防団運営事業（分団器具庫の維持管理事業）を交付対象とする。

(交付額)

第3条 交付金の交付額は、蒲郡市消防団員1名につき5,500円とする。

(交付申請書)

第4条 交付金の交付申請は、蒲郡市消防団運営事業交付金交付申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

2 前項の申請書は、事業開始前までに次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 交付金配分明細書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第5条 市長は、交付金の交付決定をしたときは、蒲郡市消防団運営事業交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条の決定通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

(実績報告書)

第7条 交付金の交付を受けた申請者（以下「交付団体」という。）は、交付事業が完了したとき、又は交付事業の廃止の承認を受けたときは、蒲郡市消防団運営事業交付金実績報告書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、交付事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 実績内容内訳書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付金額の確定通知書)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、蒲郡市消防団運営事業交付金確定通知書（第4号様式）により、交付団体に通知するものとする。

(交付金の交付)

第9条 交付金は、交付事業完了後に交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、事業の完了前にその全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の変更通知書)

第10条 市長は、交付金の交付の決定の変更をした場合は、蒲郡市消防団運営事業交付金変更決定通知書（第5号様式）により交付団体に通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。